

福島第二原子力発電所2号機の安全確保に係る取組状況について

平成18年2月23日

東京電力(株)福島第二原子力発電所2号機(以下「当該機」という。)は、平成17年10月25日から平成18年2月下旬までの予定で原子炉を停止し、第16回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

事業者においては、今停止期間中に、炉心シュラウドの支持ロッド等の目視点検、タービン系配管等について他プラントの減肉事象を踏まえた類似箇所での点検を含む長期計画に基づく点検、3号機の再循環系配管の超音波探傷検査においてひびを確認できなかった問題を踏まえた再確認、福島第一原子力発電所6号機のハフニウム板型制御棒のひび割れを踏まえた同型制御棒の点検、交換等を実施する等のトラブル再発防止対策や、非常用炉心冷却システムストレーナ閉塞問題を踏まえ、原子炉格納容器内繊維質保温材を撤去する等の予防保全の取組みが行われている。

県は、さきに、事業者に対し一連の不正問題の総括として、風通しが良く透明性の高い発電所運営について一層の取組みを求めたところであり、また、昨年8月に県知事宛に情報提供があった原子力発電所保全部の管理業務等に係る12月7日の事業者の調査結果を踏まえ、現場管理の改善について、早期に具体的な方策を示し計画的に取り組んでいくことを要請したところである。

福島第二原子力発電所においては、協力企業との連携の強化、現場における作業環境の改善が重要な課題であるとして、コミュニケーション不足、リスク予測不足、管理不足をヒューマンエラー防止の課題として定め、これらに対する基本行動を設定し改善を行っている。

また、各種パトロール、協力企業が実施するTBM/KYや安全事前検討会へ参加する等の目標を定め現場管理の改善に努めているところであるが、企業の垣根を超えた安全意識、品質意識の共有化、安全上の問題や意見をオープンに出せる風土と問題解決の仕組みの構築、運営に引き続き取り組んでいくことが求められる。

また、福島第一原子力発電所 6 号機原子炉給水流量計の実流量試験におけるメーカーによる不正が明らかになったことに鑑み、立地自治体が知り得ない原子力発電所における技術的な事業者内部の問題に関して、事業者が立地自治体に代わって、システムとして適切にコントロールできるような体制づくりを根本的に考えていくことが求められる。

事業者においては、今後、起動試験を実施する際には、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、県のこれまでの指摘を踏まえ、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。